

2023 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）改訂概要

2023 年 12 月

（表記について）

- ・ 2023 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）最終更新版からの改訂は以下の赤字の通りです。なお、表現の修正などの軽微な改訂は記載を省略しています。

ページ	新	旧
151・152	<p>②市場区分の変更に係る手続き （略） （注1）～（注3） （略） <u>（注4）スタンダード市場への市場区分の変更は、幹事取引参加者による上場適格性調査に関する調査報告書を提出しない場合にも申請が可能です。その場合、標準審査期間の定めはありませんが、審査期間は3か月以上を想定します。ただし、最近5年間において、たとえば、実効性の確保に係る措置やその他上場管理上の措置の適用を受けていない場合等は、審査期間は2か月以上を想定します。スタンダード市場への市場区分の変更申請を希望する会社は、市場区分の変更申請予定日の6か月前を目途に、相談窓口までご連絡をお願いします。</u></p> <p><u>（相談窓口） 株式会社東京証券取引所 上場推進部 ipo@jpx.co.jp</u></p>	<p>②市場区分の変更に係る手続き （略） （注1）～（注3） （略）</p>
155	<p>3 市場区分の変更審査の内容 （略） なお、<u>会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」の審査基準に適合するものとして取り扱います（ガイドラインⅦ（1））。具体的には、最近5年間（「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼります。）において、たとえば実効性の確保に係る措置（規程第503条から第509条までの規定に基づき行われる措置をいいます。）やその他上場管理上の措置の適用を受けていない上場会社が申請を行う場合には、「企業の継続性及び収益性」を中心に審査します。その場合、Ⅱの部及びその添付書類を一部省略することができます（ただし、グロース市場への新規上場から3年を経過していない会社を除く）。自社が当該取扱いの対象となるかどうかは、相談窓口へのお問い合わせによって確認いただけます。ただし、Ⅱの部の記載事項等を一部省略した場合も、審査で必要と判断した場合は「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」について確認することがありますのでご注意ください。</u> （略）</p>	<p>3 市場区分の変更審査の内容 （略） なお、<u>プライム市場又はグロース市場への新規上場時から会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行います。</u></p> <p>（略）</p>

- ・ 2023 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）最終更新版からの主な改訂を、追加は赤字下線で表記しています。

ページ	新				
189	(記号表記・規程の記載について)				
	▽	当取引所が適当と認める場合は、▽印の書類について提出を省略することができます(市場区分の変更申請日の6か月前までに相談窓口にご確認ください。)。ただし、審査の過程で、必要に応じて提出をお願いすることがあります。			
189～ 192	提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
	全ての申請会社にご提出いただく書類				
	上場申請日	(略)	(略)	(略)	(略)
	〃	最近2年間及び申請事業年度の取締役会議事録(写) ◆▽		1部	Ⅱの部 記載要領XI(5)
	〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役会(監査委員会、監査等委員会)議事録(写) ◆▽		1部	Ⅱの部 記載要領XI(6)
	〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役監査(監査委員会監査、監査等委員会監査)に係る資料(写) ◆▽	Ⅳ.4.cのフローに係る帳票を対象とする。	1部	Ⅱの部 記載要領XI(7)
	〃	最近1年間及び申請事業年度の内部監査に係る資料(写) ◆▽	Ⅳ.3.dのフローに係る帳票を対象とする。	1部	Ⅱの部 記載要領XI(8)
	〃	Ⅱの部記載要領Ⅳ.5.(1)d「適時開示資料等の管理状況」に記載した対応を文書化した資料(社内規程・マニュアル等) ◆▽		1部	Ⅱの部 記載要領XI(16)
	〃	事務フロー◇▽		1部	Ⅱの部 記載要領XI(17)
〃	申請日以前の最近3回分の重要な会議体(経営会議、コンプライアンス会議、リスク管理委員会等)毎の議事録(写) ◆▽		1部	Ⅱの部 記載要領XI(18)	

以上